



平成 27 年 2 月 19 日

各 位

会社名 花 王 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員  
澤 田 道 隆  
(コード番号 4452 東証第一部)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 3 月 25 日開催予定の第 109 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社子会社が行っていた保険代理業の譲渡に伴い、現行定款第 2 条第 5 号に所要の変更を行うものであります。
- (2) 平成 26 年 6 月 27 日に公布された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号。以下「改正法」といいます。)による責任限定契約の締結対象者の拡大を当社においても実施するために、現行定款第 24 条第 2 項及び第 28 条第 2 項に所要の変更を行うものであります。また、改正法は平成 27 年 5 月 1 日より施行されますので、本定款変更についても同日付で効力を生じさせるために所要の規定を附則に設けるものであります。なお、現行定款第 24 条第 2 項の変更を本株主総会に提出することについては、監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

|                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| 定款変更のための株主総会開催予定日 | 平成 27 年 3 月 25 日 (水曜日) |
| 定款変更の効力発生日        | 平成 27 年 3 月 25 日 (水曜日) |

※現行定款の全文は、当社ウェブサイトよりご覧いただけます。

[http://www.kao.com/jp/corp\\_ir/imgs/regulations\\_001.pdf](http://www.kao.com/jp/corp_ir/imgs/regulations_001.pdf)

以 上

本件についてのお問い合わせ先：  
花王株式会社 広報部 電話 03-3660-7041～7042

別紙

変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款 ( 抜 粋 )   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p>〔目的〕</p> <p>第2条 当社は下記の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. 下記の製品の製造及び販売</p> <p>(1) 石けん、シャンプー、歯みがき及び入浴剤等のパーソナルケア製品</p> <p>(2) クリーム、口紅及びファンデーション等の化粧品</p> <p>(3) 洗剤、漂白剤、柔軟剤、糊剤及び掃除用具等のハウスホールド製品</p> <p>(4) 生理用品及び紙おむつ等のサニタリー製品</p> <p>(5) 食品、食品添加物及び飲料</p> <p>(6) 紙類、包装資材、日用雑貨品及び衣料品</p> <p>(7) ペットフード及びペットケア用品</p> <p>(8) 医薬品、医薬部外品、医療機器、動物用医薬品、動物用医薬部外品、農薬、肥料、飼料、試薬品及び化学薬品</p> <p>(9) 油脂、油脂誘導体、界面活性剤、高分子化合物、酵素及び香料等の化学製品</p> <p>(10) 情報電子機器及び家庭用電器製品</p> <p>2. 衛生、美容及び健康に関する情報提供、サービスの実施及び指導並びにそれらの技術者の養成及び施設の経営</p> <p>3. 情報システムの開発及び販売並びに情報処理及び情報通信に関するサービス</p> <p>4. 一般貨物自動車運送業、貨物利用運送業及び倉庫業</p> <p>5. 不動産の売買、賃貸及び管理、<u>保険代理業</u>並びに旅行業</p> <p>6. 研修所及び宿泊施設の運営</p> <p>7. 労働者派遣事業</p> <p>8. 当会社及び当会社関係会社から発生する不要品の処理</p> <p>9. 前各号の事業に附帯する装置、システム及びソフトウェアの設計及び製作並びにその技術の販売及び指導</p> | <p>〔目的〕</p> <p>第2条 当社は下記の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. 下記の製品の製造及び販売</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8) (現行どおり)</p> <p>(9)</p> <p>(10)</p> <p>2.</p> <p>3.</p> <p>4.</p> <p>5. 不動産の売買、賃貸及び管理並びに旅行業</p> <p>6.</p> <p>7.</p> <p>8. (現行どおり)</p> <p>9.</p> |

| 現 行 定 款 ( 抜 粋 )  | 変 更 案  |
|--|--|
| <p>10. 前各号の原料、製品及び副産物の輸出入<br/>11. 前各号に附帯または関連する一切の事業<br/>〔取締役の責任軽減〕</p> <p>第24条 当社は取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任について、その取締役が職務を行うにつき善意にしかつ重大な過失がないときは、その責任の原因たる事実の内容、その取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、取締役会の決議により法令の限度においてその責任を免除することができる。</p> <p>② 当社は<u>社外取締役</u>の会社法第423条第1項の責任については、<u>社外取締役</u>との間で、その<u>社外取締役</u>が職務を行うにつき善意にしかつ重大な過失がないときは、1,000万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、その責任を負担するものとする契約を締結することができる。</p> <p>〔監査役の責任軽減〕</p> <p>第28条 当社は監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任について、その監査役が職務を行うにつき善意にしかつ重大な過失がないときは、その責任の原因たる事実の内容、その監査役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、取締役会の決議により法令の限度においてその責任を免除することができる。</p> <p>② 当社は<u>社外監査役</u>の会社法第423条第1項の責任については、<u>社外監査役</u>との間で、その<u>社外監査役</u>が職務を行うにつき善意にしかつ重大な過失がないときは、1,000万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、その責任を負担するものとする契約を締結することができる。</p> <p>(新 設)</p> | <p>10. }<br/>11. } (現行どおり)</p> <p>〔取締役の責任軽減〕</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>の会社法第423条第1項の責任については、<u>取締役</u>との間で、その<u>取締役</u>が職務を行うにつき善意にしかつ重大な過失がないときは、1,000万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、その責任を負担するものとする契約を締結することができる。</p> <p>〔監査役の責任軽減〕</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は<u>監査役</u>の会社法第423条第1項の責任については、<u>監査役</u>との間で、その<u>監査役</u>が職務を行うにつき善意にしかつ重大な過失がないときは、1,000万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、その責任を負担するものとする契約を締結することができる。</p> <p>附 則</p> <p><u>第24条第2項及び第28条第2項の変更は、平成27年5月1日をもってその効力を生じるものとし、効力発生までは従前どおりとする。なお、本附則は、上記の変更の効力発生をもってこれを削除する。</u></p> |

以 上